

税務、社会保険、および、労務に関する最新情報

2016年3月

今回の弊社 Grant Thornton Vietnam からの Newsletter では、以下の内容に関する最新情報をご案内申し上げます。

1. 電子インボイス上での購入者の電子署名要件
2. 2016年からの保険料徴収管理および社会保険手帳・健康カードの交付規定ガイダンス
3. ベトナム税務当局による関連者との役務提供取引への注目
4. ベトナムで働く外国人労働者に関する労働法の一部条項に対する施行細則を定める2016年2月3日付け政令 Decree 11/2016/ND-CP

1. 電子インボイス上での購入者の電子署名要件

2016年2月23日付け財政省 Official letter 2402/BTC-TCT によれば、購入者が、会計単位では無い場合、または、会計単位の場合でも、経済取引契約、出庫伝票、貨物受渡し確認書、領収書、入金伝票などのような販売者と購入者との間での物品・サービスの提供を証明する書類や証憑がある場合、販売者が規定に従う電子インボイスを購入者へ発行するに際しては、必ずしも購入者の電子署名を必要とはしません。

電子インボイス上での購入者の電子署名要件の免除については、個別ケース毎に税務局からの承認を得る必要があります。

2. 2016年からの保険料徴収管理および社会保険手帳・健康カードの交付規定ガイダンス

保険料徴収管理および社会保険手帳・健康保険カードの交付規定に関する2016年1月19日付けホーチミン市社会保険局ガイダンス Official Letter 212/BHXH-QLT によれば、

2016年の強制加入社会保険、健康保険および失業保険の保険料率は、現行の32.5%のままで、内訳は以下の通りです。

- 雇用主負担が 22%（社会保険料が18%、健康保険料が 3%、失業保険料が 1%）
- 労働者負担が 10,5%（社会保険料が8%、健康保険料が1.5%、失業保険料が1%）



但し、2016年（2016年1月1日）以降は、従来の規定では認められていた労働者への社会保険制度のための支払い（疾病、産休、養生など）のために社会保険料の算定基準となる給与額の2%を社内保持することは認められません。雇用主が不備のない書類・証憑を提出した後に、社会保険当局から労働者個人へ直接に支払われます。

異なる複数の雇用主との労働契約を同時に持つ労働者の場合、社会保険および失業保険の保険料納付は、最初に締結した労働契約に基づきます。健康保険についてのみ、最も高い給与額の労働契約に基づいて保険料を納付します。

労働法の規定に従い勤務を停止期間中にも給与の支払いを受ける場合には、労働者および雇用主は、勤務停止期間中に支払いを受ける給与額に従い、社会保険、健康保険そして失業保険の保険料を納付します。

BHXH社会保険手帳の管理責任:

2016年2月1日以降、社会保険手帳の交付は、2015年10月1日付けベトナム社会保険庁決定Decision 1035/QD-BHXHに規定された新しい社会保険手帳の様式に従い、社会保険手帳のカバーおよび加除式ページを印刷します。労働者は、2014年社会保険法の規定により社会保険手帳の保管責任を負います。2015年までの社会保険、失業保険の納付状況を確認した社会保険手帳の加除式ページを雇用主へ交付した後に、雇用主は、社会保険手帳（社会保険手帳カバーおよび加除式ページ、または、社会保険手帳および加除式ページ）を労働者へ渡す責任があります。

3. ベトナム税務当局による関連者との役務提供契約へ注目

弊社 Grant Thornton Vietnam の見るところ、ベトナム税務当局は、国外関連者へ支払うべき役務提供費用（技術支店、コンサルティング・サービスなど）が発生している企業を多数認識しているようです。これらの役務契約の中には、役務報酬額

を具体的に定めている契約もありますし、原価に独立企業間価格のマークアップを加えるという計算方法のみを記載している契約もあります。

移転価格調査の過程において、以下の資料を提出できない場合、または、提出した資料が税務当局の要求に応えられない場合、税務当局による税額の更正を受けることになります。

- 役務契約。
- 提供される役務の範囲、および、当社（在ベトナム企業）の事業活動のために当該役務が実施されたことを証明する資料。もし提供される役務が、第三者から提供されている役務と重複する場合、適切な説明ができませんと、当該役務費用について更正を受けるリスクが高くなります。
- 役務費用の計算根拠および計算方法に関する説明。
- 関連者へ支払う役務費用はベトナムにおける法人所得税額を減額するものではないことを証明する独立企業間価格レンジを算定する文書。
- 役務契約に規定された決済条項に準拠した決済毎の非現金決済証憑。
- 外国契約者税の申告書、および、外国契約者税の納税証憑。
- 国外関連者へ支払う役務費用の価額（帳簿価額および独立企業間価格に基づく再評価価額）および当該役務費用の独立企業間価格算定方法を明記した関連者間取引開示申告書

弊社 Grant Thornton Vietnam では、税務調査における税額更正リスクを限定するために、関連書類や証憑の精査をおすすめしています。



4. ベトナムで働く外国人労働者に関する労働法の一部条項に対する施行細則を定める2016年2月3日付け政令 Decree 11/2016/ND-CP

この政令は、外国人労働者使用需要の届出・確認申請手続き、労働許可証の発行・再発行の条件および手続き、労働許可証の免除、および、外国人労働者の国外追放に関する詳細を規定しており、2016年4月1日から施行されます。

この政令は、労働許可証の免除が適用される外国人の対象を追加しています。これによれば、専門家、管理者、最高経営責任者または技術労働者の役職を持つ外国人が、30日未満働く場合で、かつ、年間合計日数が90日を越えない場合、労働許可証の申請を免除されます。

以下の場合には、省級人民委員会に対する外国人労働者使用需要の確認を行う必要はありません。

- 役務営業のために3ヶ月未満の期間でベトナムへ入国する外国人。
- 事業活動に悪影響を与えるまたは与える危険性のある複雑な技術的事故・状況が発生して、ベトナム人専門家および現在ベトナムに在住する外国人専門家が処理できない場合に、その処理を行うために3ヶ月未満の期間でベトナムへ入国する外国人。
- 専門家、管理者、最高経営責任者または技術労働者の役職で働くために30日未満の期間でベトナムへ入国し、かつ、年間合計日数が90日を越えない外国人。
- ベトナムで勉強する外国人の生徒・学生がベトナムで働く場合。但し、雇用主は、7日前に、省級労働管理当局へ通知する必要があります。

- 外国の学校・教育機関で勉強する外国人の生徒・学生が、在ベトナムの組織・機関・企業での実習合意がある場合。

外国人労働者を使用する際には以下のリスクがあることに留意下さい。

- 労働許可証未取得のまま、または、期限切れ労働許可証で働く外国人は、ベトナム国外追放となるリスクがあります。
- 外国人労働者の雇用主は、外国人労働者の使用状況報告を労働管理当局へ通知しない場合、1百万VNDから2百万VNDの罰金を受けるリスクがあります。
- **違反程度により雇用主に対する30百万VNDから75百万VNDの罰金のリスク。更に、追加罰則として、違反行為を行った雇用主に対する1ヶ月から3ヶ月までの活動停止処分を受けるリスクもあります。**

外国人の労働許可証に関する規定の遵守支援サービスにご興味のある方は、ご遠慮なく弊社 Grant Thornton Vietnam へお問い合わせ下さい。





この Newsletter は、情報提供のみを目的として作成しております。不正確または不完全な情報、または、Grant Thornton (Vietnam) の正式な事前アドバイスなく、これら情報の利用から発生した損額について、Grant Thornton (Vietnam) は責任を負いません。

今回の Newsletter の情報を利用する必要がある場合、Grant Thornton (Vietnam) からご支援が必要な場合、弊社の専門家へご連絡下さい。

Newsletter のダウンロードは

下記サイトへアクセス下さい。

www.grantthornton.com.vn



Hanoi Office

18th Floor, Hoa Binh International Office Building
106 Hoang Quoc Viet Street
Cau Giay District, Hanoi
Vietnam
T +84 4 3850 1686
F +84 4 3850 1688

Hoang Khoi

Tax Partner
D +84 4 3850 1618
E Khoi.Hoang@vn.gt.com

Nguyen Dinh Du

Tax Partner
D +84 4 3850 1620
E Du.Nguyen@vn.gt.com

大形 薫 (Kaoru Okata)

Director – Japanese Desk
D +84 4 3850 1680
E Kaoru.Okata@vn.gt.com

Pham Ngoc Long

Tax Director
D +84 4 3850 1684
E Long.Pham@vn.gt.com

Ho Chi Minh Office

14th Floor, Pearl Plaza
561A Dien Bien Phu Street
Binh Thanh District, Ho Chi Minh City
Vietnam
T +84 8 3910 9100
F +84 8 3910 9101

Nguyen Hung Du

Tax Partner
D +84 8 3910 9231
E HungDu.Nguyen@vn.gt.com

Valerie – Teo Liang Tuan

Tax Director
D +84 8 3910 9235
E Valerie.Teo@vn.gt.com

Tran Hong My

Tax Director
D +84 8 3910 9275
E HMy.Tran@vn.gt.com

則岡 智裕 (Tomohiro Norioka)

Director – Japanese Desk
D +84 8 3910 9205
E Tomohiro.Norioka@vn.gt.com

Tran Nguyen Mong Van

Tax Director
D +84 8 3910 9233
E MongVan.Tran@vn.gt.com

